

新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

- 1 感染拡大防止対策（総務局）**
- 2 都民の生命と健康を守る対策（福祉保健局）
- 3 主な経済対策・セーフティーネット強化策（産業労働局）

緊急事態措置

期間：7月12日（月）0時～9月12日（日）24時

区域：都内全域

都民向けの要請

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請
- 特に、以下のことについて徹底することを要請
 - ・ デルタ株に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への**外出を半減**すること
 - ・ 20時以降の**不要不急の外出を自粛**すること
 - ・ 不要不急の帰省や旅行など**都道府県間の移動**や、感染が拡大している地域への**不要不急の移動を極力控える**こと
 - ・ **路上、公園等における集団での飲酒**など、感染リスクが高い行動を自粛すること 等

事業者向けの要請

施設の種類	主な要請内容
<p>飲食店等</p> <p>飲食店 (居酒屋含む) (テイクアウト等除く)</p> <p>遊興施設 等 (スナック等)</p>	<p><酒類又はカラオケ設備を提供する施設></p> <ul style="list-style-type: none">● 休業を要請 <p><酒類提供、カラオケ設備使用のない施設></p> <ul style="list-style-type: none">● 営業時間の短縮 (5時~20時) を要請● 入場者の整理等、アクリル板設置等を要請 <p><共通></p> <ul style="list-style-type: none">● 業種別ガイドラインの遵守を要請

事業者向けの要請

施設の種類	主な要請内容
<p>集客施設</p> <p>百貨店 (生活必需物資除く)</p> <p>パチンコ屋</p> <p>スーパー銭湯 等</p>	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間の短縮を要請 (生活必需物資を除く) 5時~20時● 入場者の整理等、施設の換気等を要請● 百貨店の地下食料品売場等に対し、 入場者の整理等の実施を要請● 施設での飲酒につながる酒類提供及び カラオケ設備使用の自粛を要請● 業種別ガイドラインの遵守を要請

事業者向けの要請

施設の種類	主な要請内容
イベント関連施設等 映画館 展示場 野球場 テーマパーク 博物館 等	<ul style="list-style-type: none">● 規模要件等に沿った施設の使用を要請 人数上限5,000人 かつ 収容率50%● 営業時間の短縮を要請 イベント開催時 5時～21時 イベント開催時以外 5時～20時● 入場者の整理等、施設の換気等を要請● 施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請● 業種別ガイドラインの遵守を要請

事業者向けの要請

イベント主催者等に対して、**規模要件（人数上限・収容率）**等に沿った開催を要請

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の 半分 まで可	5,000人 まで可

- **営業時間の短縮**を要請（**5時～21時**）
- **業種別ガイドラインの遵守**を要請 等

■ 「人流5割削減・連携推進事業」

- デルタ株への置き換わりに伴い、科学的な知見に基づき、百貨店の地下食料品売場やショッピングモール等の入場者の**5割削減**(対7月上旬比)などを**目標**に取組を推進
- 体制を大幅に拡充し、**都職員が個別店舗を訪問**、取組事例を示して対策強化を要請
- 業界団体等との**双方向の意見交換**や**情報交換**により、都、業界団体、事業者が連携し、実効性のある取組に繋げる
- 他事業者の**優良事例を広く共有**(プレス、都HP等で発信)し、業界全体の取組を底上げ

① 飲食店等点検事業

■ 「コロナ対策リーダー」事業

- 利用客へ感染防止マナーの徹底を呼びかける旗振り役となる
「**コロナ対策リーダー**」を各店舗に配置、より安心なお店作りを推進

■ 「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクト

- 職員等が店舗を訪問し、重要な**5つの取組**について直接点検
(手指消毒、マスク着用、間隔確保・アクリル板設置、換気及び
「コロナ対策リーダー」の取組に関する項目)
- 対策を確認できた店舗には「**徹底点検済証**」を交付
これは、国が進める第三者認証制度に該当
- 認証・点検済 **約8万9千店** (8月27日現在)

②非協力店への対策

- **主要繁華街**の時短要請等に応じていない店舗（非協力店）について、**警視庁、東京消防庁と連携**して都職員が個別店舗を直接訪問、文書で要請を実施。順次エリアを拡大し、**若者が多く集まる**地域でも実施
- 要請に応じない店舗に対しては、特措法に基づき、命令、過料の
手続を実施

③路上飲み対策

- 路上飲みが多い**民間大型施設や区立公園等**で、**民間事業者や
地元自治体と連携**し、施設への立入制限、巡回警備やポスター掲示を
実施
- 民間警備会社による見回りを実施
「重点機動班」を設置し、状況に応じて柔軟かつ効果的に対応

「医療非常事態」対応体制

